

平成28年1月22日

面会室内での弁護人による写真撮影等に関する会長声明

千葉県弁護士会

会長 山本 宏 行

第1 声明の趣旨

- 1 東京高等裁判所平成27年7月9日判決（弁護人が接見途中に被告人を写真撮影したところ、拘置所職員が撮影を制止し当該接見を中止させたことから国家賠償訴訟を提起したものの、請求を棄却するとした判決）に対し、強く抗議する。
- 2 面会室内での弁護人による写真撮影等について不当な制約がなされることのないよう求める。

第2 声明の理由

1 はじめに

弁護人が、東京拘置所の面会室内において、勾留中の被告人と接見していた際に、被告人を写真撮影したところ、拘置所職員から写真撮影を制止され、接見を中止させられた。

そこで、弁護人は、かかる拘置所職員の行為が接見交通権や弁護活動の自由を侵害するとして、国家賠償を求めた（いわゆる「竹内国賠」。以下、「竹内国賠」という。）。

2 竹内国賠の第一審判決について

第一審の東京地方裁判所は、平成26年11月7日、接見交通権が憲法の保障に由来する権利であることを踏まえ、弁護人の接見を中止させることができるのは、具体的事情の下、未決拘禁者の逃亡・罪証隠滅のおそれ、その他の刑事施設の設置目的に反するおそれが生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限られるとして、拘置所職員による写真撮影の制止・

接見中止行為は違法であり、国家賠償を認める判決を言い渡した。

3 竹内国賠の第二審判決について

第二審の東京高等裁判所は、平成27年7月9日、原判決を破棄し、請求を棄却するとの判決を言い渡した（以下「東京高裁判決」という。）。

東京高裁判決は、刑事訴訟法制定当時にカメラやビデオ等の撮影機器は普及しておらず、弁護人による写真撮影・動画撮影が想定されていなかったことなどを理由に、弁護人が被告人を写真撮影することは「接見」に含まれないと判示した。

そして、接見の中止については、逃亡・罪証隠滅のおそれ等の蓋然性を検討するまでもなく、単に刑事施設が定めた「刑事施設の規律及び秩序を害する行為」があれば、弁護人の接見を中止させるなどの措置をとることができ、違法となるものではないと判示した。

4 東京高裁判決の誤りについて

刑事訴訟法39条1項が定める接見交通権は、憲法34条前段の保障に由来する刑事手続き上最も重要な権利であるところ、弁護人による写真撮影等は、弁護人のメモやスケッチ等に準じるものであり、接見交通に必要な不可欠な手段であって、当然に接見交通権の保障が及ぶものである。

東京高裁判決は、弁護人が被告人を写真撮影することが「接見」に含まれないと判示した理由として、刑事訴訟法制定当時に写真撮影・動画撮影が想定されていなかったことを挙げる。しかし、昨今、科学技術が飛躍的な発展を遂げており、それに即した刑事訴訟法の解釈・適用がなされるべきであるにもかかわらず、刑事訴訟法制定当時の事情に拘泥し、時代の変化を無視して、接見交通権の内容を限定的に解釈することは、接見交通権が憲法の保障に由来する刑事手続き上重要な権利であることを否定するに等しい。

さらに、東京高裁判決は、単に刑事施設が定めた「刑事施設の規律及び秩序を害する行為」があれば、弁護人の接見を中止させるなどの措置をとることができるかと判示している。しかし、かかる判示は、接見交通権が憲法34条前段の保障に由来する刑事手続き上最も重要な権利であることを

軽視しているどころか、面会室内での弁護人による写真撮影等は無条件に制約するものであって、極めて不当な判断である。

5 まとめ

今後、東京高裁判決を契機に、面会室内での弁護人による写真撮影等について不当な制約がなされ、弁護人の弁護活動に支障が生じ、ひいては、被疑者・被告人の防御権の保障が損なわれる結果となることは絶対にあってはならない。

そこで、当会は、東京高裁判決に対し強く抗議するとともに、面会室内での弁護人による写真撮影等について不当な制約がなされることのないよう求める次第である。

以上